

港区立母子生活支援施設管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人特別区社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、令和３年４月１日付けで締結した「港区立母子生活支援施設管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第５２条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和４年度分の指定管理料の清算から適用する。

１ 原協定第３２条第５項について、次のように改める。

５ 次に掲げる場合には、実績に応じて清算するものとする。

（１）修繕費、光熱水費及び職員人件費について余剰金が発生したとき。

（２）実績が事業計画における見込みを下回ったことにより執行残額が発生したとき。

本変更協定の締結に証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和５年３月７日

甲 港区芝公園一丁目５番２５号

港区

港 区 長

武井 雅昭

印

乙 江東区塩浜二丁目５番１５号

社会福祉法人

特別区社会福祉事業団

理 事 長

青木 勇

印